

## 水道工事共通仕様書 共通仕様書編（第1編 共通編） 新旧対照表

現 行	改 訂
<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>1-1-1 適用</b>  <b>1. 適用工事</b>  本共通仕様書は、土木工事（水道工事）、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、広島市水道局建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び<b>設計図書</b>の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p><b>2. 共通仕様書の適用</b>  受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「広島市水道局工事施行規程」及び「広島市水道局検査事務規程」に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査にあたっては、地方自治法施行令（<b>平成31年1月30日改正政令第18号</b>）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p><b>3. 優先事項</b>  <b>契約図書</b>に添付されている設計書、<b>特記仕様書</b>及び<b>契約図面</b>に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p><b>4. 設計図書間の不整合</b>  <b>設計書、仕様書、特記仕様書、契約図面</b>、若しくは共通仕様書の間に相違がある場合、または<b>契約図面</b>からの読み取りと<b>契約図面</b>に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に<b>確認</b>して発注者の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>6. 仕様書・示方書等の適用</b>  共通仕様書に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>1-1-1 適用</b>  <b>1. 適用工事</b>  本共通仕様書は、土木工事（水道工事）、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、<b>建設工事請負契約書</b>、広島市水道局建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）、<b>契約特約事項</b>及び<b>設計図書</b>の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p><b>2. 共通仕様書の適用</b>  受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「広島市水道局工事施行規程」及び「広島市水道局検査事務規程」に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（<b>完成検査、既済部分検査</b>）にあたっては、地方自治法施行令（<b>令和元年5月31日改正政令第15号</b>）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p><b>3. 優先事項</b>  <b>契約図書</b>に添付されている<b>設計書、仕様書、施工条件明示</b>及び<b>契約図面</b>に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。  <b>共通仕様書に定めのない事項については、各種関係示方書等によるものとする。</b>  <b>施工にあたり、設計図書に記号のみ示しているものについては、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、国土交通省中国地方整備局制定「小構造物標準設計図集」、広島市制定「土木工事設計標準図」または広島市水道局制定「水道工事設計標準図」により行うこと。</b></p> <p><b>4. 設計図書間の不整合</b>  <b>設計書、仕様書、施工条件明示、契約図面</b>、若しくは共通仕様書の間に相違がある場合、または<b>契約図面</b>からの読み取りと<b>契約図面</b>に書かれた数字が相違する場合、受注者は<b>監督員</b>に<b>確認</b>して発注者の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>6. 削除（3. 優先事項に統合）</b></p>

## 7. 設計図の通用

施工にあたり、設計図書に記号のみ示しているものについては、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、広島市制定「土木工事設計標準図」または広島市水道局制定「水道工事設計標準図」により行うこと。

### 1-1-2 用語の定義

#### 2. 契約図書

契約図書とは、建設工事請負契約書、契約約款及び設計図書をいう。

#### 4. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する仕様書及び共通仕様書並びに各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

#### 5. 共通仕様書

#### 6. 特記仕様書

#### 7. 契約図面

#### 8. 工事に関する説明書

#### 9. 質問回答書

#### 10. 図面

#### 11. 指示

#### 12. 承諾

#### 13. 協議

#### 14. 提出

#### 15. 提示

#### 16. 報告

#### 17. 通知

#### 18. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

## 7. 削除 (3. 優先事項に統合)

### 1-1-2 用語の定義

#### 2. 契約図書

契約図書とは、建設工事請負契約書、契約約款、契約特約事項及び設計図書をいう。

#### 4. 設計書

設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

#### 5. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する仕様書及び各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

#### 6. 共通仕様書

#### 7. 特記仕様書

#### 8. 契約図面

#### 9. 工事に関する説明書

#### 10. 質問回答書

#### 11. 図面

#### 12. 指示

#### 13. 承諾

#### 14. 協議

#### 15. 提出

#### 16. 提示

#### 17. 報告

#### 18. 通知

#### 19. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

- 19. 納品
- 20. 電子納品

## 21. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び発注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った**工事帳票**については、別途紙に出力して提出しないものとする。

~~ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。~~

## 22. 書面

書面とは、~~手書き、印刷物等による~~工事打合せ簿等の**工事帳票**をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、**情報共有システム**を用いて作成され、**指示、承諾、協議、提出、報告、通知**が行われた**工事帳票**については、署名または押印がなくても有効とする。

- 23. 工事写真
- 24. 工事帳票
- 25. 工事書類
- 26. 契約関係書類
- 27. 工事完成図書
- 28. 電子成果品
- 29. 工事関係書類
- 30. 確認
- 31. 立会
- 32. 段階確認

## 33. 工事検査

- 20. 納品
- 21. 電子納品

## 22. 情報共有システム

情報共有システムとは、**発注者または監督員**及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った**工事帳票**については、別途紙に出力して提出しないものとする。

## 23. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の**工事帳票**をいい、**情報共有システム**を用いて作成され、**指示、承諾、協議、提出、報告、通知**が行われたものを有効とする。

ただし、**情報共有システム**を用いない場合は、発行年月日を記載し、**記名**（署名または押印を含む）したものを有効とする。

- 24. 工事写真
- 25. 工事帳票
- 26. 工事書類
- 27. 契約関係書類
- 28. 工事完成図書
- 29. 電子成果品
- 30. 工事関係書類
- 31. 確認
- 32. 立会
- 33. 段階確認

## 34. 技術検査

**技術検査**とは、工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄について技術的な評価を行うことをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

## 35. 工事検査

#### 34. 検査員

検査員とは、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

#### 35. 同等以上の品質

#### 36. 工期

#### 37. 工事開始日

#### 38. 工事着手

#### 39. 工事

#### 40. 本体工事

#### 41. 仮設工事

#### 42. 工事区域

#### 43. 現場

#### 44. S I

#### 45. 現場発生品

#### 46. J I S規格

### 1-1-3 設計図書の照査等

#### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

#### 36. 検査員

検査員とは、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

#### 37. 同等以上の品質

#### 38. 工期

#### 39. 工事開始日

#### 40. 工事着手

#### 41. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

#### 42. 工事

#### 43. 本体工事

#### 44. 仮設工事

#### 45. 工事区域

#### 46. 現場

#### 47. S I

#### 48. 現場発生品

#### 49. J I S規格

### 1-1-3 設計図書の照査等

#### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

### 1-1-4 請負代金内訳書

#### 1. 請負代金内訳書

受注者は、契約約款第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。

#### 2. 内訳書の内容説明

監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

#### 1-1-4 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に**提出**しなければならない。

#### 1-1-5 施工計画

##### 1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を**監督員に提出**しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し**工事**の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な**工事**においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

#### 1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の**工事**について、工事実績情報コリンズ (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の**確認**を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 1-1-5 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、**監督員**を経由して発注者に**提出**しなければならない。

#### 1-1-6 施工計画

##### 1. 一般事項

受注者は、工事着手前**または施工方法が確定した時期**に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を**監督員に提出**しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し**工事**の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、**監督員**がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な**工事**においては**監督員**の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

#### 1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の**工事**について、工事実績情報コリンズ (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから**監督員**にメール送信し、**監督員**の**確認**を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に**監督員**にメール送信される。

なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については次のとおり対応する。

- [1] 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
- [2] 受注者は、[1]によりメール送信された「登録のためのお願い」について**監督員**から**確認**を受ける。
- [3] 「登録内容確認書」については、コリンズから**監督員**にメール送信されるため、受注者による**提示**は必要ないものとする。

## 1-1-7 監督員

### 1-1-8 工事用地等の使用

#### 2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

#### 4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、**直ち**に発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

### 1-1-9 工事着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、**特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手**しなければならない。

### 1-1-10 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、**適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。**

### 1-1-11 施工体制台帳

#### 1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第52号、国営**整**第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、**国空交企第643号**）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に**提出**しなければならない。

## 1-1-8 監督員

### 1-1-9 工事用地等の使用

#### 2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに**発注者の負担により借地する範囲以外の**構造物掘削等に伴う借地等をいう。

#### 4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは**監督員**の指示に従い復旧の上、**速やか**に発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

### 1-1-10 工事着手

受注者は、**設計図書**に**工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手**しなければならない。

### 1-1-11 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、**下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。**

### 1-1-12 施工体制台帳

#### 1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営**建技**第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。**なお、施工体制台帳等は、原則、紙で提出するものとする。**

## 2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

## 3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

なお、名札は図1-1を標準とする。

写真  2cm×3cm 程度	監理（主任）技術者
	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○ 工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2]所属会社の社印とする。

図1-1名札の標準図

## 5. 技術者台帳

受注者は、「技術者台帳」を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、所属会社名を記載するものとする。

## 2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

## 3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

なお、名札は図1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）

写真  2cm×3cm 程度	監理（主任）技術者、監理技術者補佐
	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○ 工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2]所属会社の社印とする。

図1-1名札の標準図

## 5. 削除

- 1-1-1<sup>2</sup> 受注者相互の協力
- 1-1-1<sup>3</sup> 調査・試験に対する協力

#### 1-1-1<sup>4</sup> 工事の一時中止

##### 1. 一般事項

発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、**第1編 1-1-4<sup>4</sup> 臨機の措置**により、受注者は、適切に対応しなければならない。

### 3. 基本計画書の作成

第1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**承諾を得る**ものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

#### 1-1-1<sup>5</sup> 設計図書の変更

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-1<sup>6</sup> 工期変更

##### 1. 一般事項

契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを発注者と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、**監督員**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

#### 1-1-1<sup>7</sup> 支給材料及び貸与品

- 1-1-1<sup>3</sup> 受注者相互の協力
- 1-1-1<sup>4</sup> 調査・試験に対する協力

#### 1-1-1<sup>5</sup> 工事の一時中止

##### 1. 一般事項

発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、**第1編 1-1-4<sup>7</sup> 臨機の措置**により、受注者は、適切に対応しなければならない。

### 3. 基本計画書の作成

第1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を**監督員**を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

#### 1-1-1<sup>6</sup> 設計図書の変更

##### 1. 設計図書の変更

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

##### 2. 契約内容の変更手続きの書面化の徹底

契約約款第19条（**設計図書の変更**）の規定に基づく、**設計図書の変更・工期若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から書面による指示又は協議を交わしたもののみを対象とする。**

#### 1-1-1<sup>7</sup> 工期変更

##### 1. 一般事項

契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを発注者と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、**発注者**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

#### 1-1-1<sup>8</sup> 支給材料及び貸与品

##### 5. 貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、**監督員との協議**による。

- 5. 返還
- 6. 修理等
- 7. 流用の禁止
- 8. 所有権

#### 1-1-18 工事発生品

#### 1-1-19 建設副産物

##### 3. マニフェスト

受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬入伝票等、産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（平成27年7月17日法律第58号）に基づき、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、産業廃棄物管理票等の原本を監督員に**提示**しなければならない。また、必要に応じて、追跡調査（**写真撮影を含む。**）等による処理確認をしなければならない。

##### 4. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、広島市建設工事リサイクル推進要綱（平成20年12月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

#### 1-1-20 監督員による確認及び立会等

##### 6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、**施工計画書**に**段階確認**に係わる種別、細別、**確認時期**、**確認の程度を記載**しなければならない。また、監督員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (3) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとする。
- (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の**確認**ができるよう十分な機会を提供するものとする。

- 6. 返還
- 7. 修理等
- 8. 流用の禁止
- 9. 所有権

#### 1-1-19 工事発生品

#### 1-1-20 建設副産物

##### 3. マニフェスト

受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬入伝票等、産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（平成27年7月17日法律第58号）に基づき、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、産業廃棄物管理票等の原本を**監督員に提示**しなければならない。また、必要に応じて、追跡調査（**運搬経路の写真管理等**）等による処理確認をしなければならない。

##### 4. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、広島市建設工事リサイクル推進要綱（平成20年12月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

#### 1-1-21 監督員による確認及び立会等

##### 6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。**主要な段階の区切りにおける段階確認については、設計図書または、監督員が指示するため、これを施工計画書に記載するとともに段階確認を受けなければならない。**
- (2) 受注者は、**事前**に**段階確認**に係わる**報告**（種別、細別、**施工予定時期**）を監督員に**提出**しなければならない。また、**監督員**から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (3) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、**監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで**に**監督員へ提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、**監督員**に完成時不可視になる施工箇所の**調査**ができるよう十分な機会を提供するものとする。

### 1-1-21 数量の算出及び工事完成図

### 1-1-22 工事完成検査

#### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第1編 1-1-20 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

### 1-1-23 既済部分検査等

#### 1. 一般事項

受注者は、以下の各号により、既済部分に係る検査等を受けなければならない。

(4) 受注者は、設計図書において中間検査の対象であることが指定された工事において、指定部分が完成した場合は、技術的検査を受けなければならない。

#### 4. 修補

発注者は、検査の結果修補の必要がある場合には、受注者に対して、修補の部分及び期限を明示した、修補の指示を行うものとする。また、検査の結果改善の必要がある場合には、受注者に対して、改善の部分及び期限を明示した中間検査不適合通知書を交付し、改善の指示を行うものとする。

#### 5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、第1編 1-1-20 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

### 1-1-22 数量の算出及び工事完成図

### 1-1-23 工事完成検査

#### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第1編 1-1-20 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

### 1-1-24 既済部分検査等

#### 1. 一般事項

受注者は、以下の各号により、既済部分に係る検査等を受けなければならない。

(4) 削除

#### 4. 修補

発注者は、検査の結果修補の必要がある場合には、受注者に対して、修補の部分及び期限を定めて修補の指示を行うことができる。

#### 5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、第1編 1-1-20 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

### 1-1-25 技術検査

#### 1. 一般事項

受注者は、工事の出来高を対象として、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて、技術検査を受けなければならない。

#### 2. 完成検査、既済部分検査の適用

完成検査、既済部分検査は、地方自治法第234条の2第1項の検査を実施する時に行うものとする。

#### 3. 中間検査の適用

中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

1-1-24 部分使用

#### 4. 中間検査の段階

中間検査は、設計図書において定められた段階、または監督員が通知する段階において行うものとする。

#### 5. 中間検査の時期選定

中間検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を協議し、通知するものとする。

#### 6. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物（検査日までの出来形）を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等

#### 7. 適用規定

受注者は、当該技術検査については、1-1-21 監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

#### 8. 破壊試験

検査の実施において、検査員が必要と認めるときは、工事目的物の最小限を破壊して検査することができる。

この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

#### 9. 改善指示

受注者は、中間検査において、改善を指示された場合は速やかに改善するものとする。

1-1-26 部分使用

## 1-1-2<sup>5</sup> 施工管理

### 3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員の承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第20<sup>5</sup>号）、**道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）**、河川工事等の工事看板の取扱いについて（**令和元年5月28日**付け 国水環第1<sup>0</sup>号・国水環第1<sup>0</sup>号・国水治第2<sup>2</sup>号・河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

### 5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに**監督員へ連絡**し、その対応方法等に関して**監督員**と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

### 6. 労働環境の改善

受注者は、**作業員の**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

## 1-1-2<sup>7</sup> 施工管理

### 3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員の承諾**を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第20<sup>6</sup>号 **道路局路政課長、国道・防災課長通達**）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（**令和2年2月21日**付け 国水環第1<sup>5</sup>号・国水治第1<sup>35</sup>号・国水保第1<sup>03</sup>号・**国水海第82号 水管理・国土保全局** 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。

### 5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに**発注者へ連絡**し、その対応方法等に関して**発注者**と速やかに**協議**しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

### 6. 労働環境の改善

受注者は、**工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

## 11. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

### (1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、工事記録写真撮影基準「4 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について**提示**するものとする。

なお、使用機器の事例として、[URL](http://www.eals-jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html)「<http://www.eals-jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### (4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第2号に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は[URL](http://www.eals-jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html)（<http://www.eals-jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ**提出**するものとする。

なお、**提出**された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

## 11. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

### (1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、工事記録写真撮影基準「4 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（[URL](https://www.cryptrec.go.jp/list.html)「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は**監督員**に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について**提示**するものとする。

なお、使用機器の事例を次に示す。

#### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### (4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第2号に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に**監督員へ納品**するものとする。なお納品時に、受注者は**改ざん検知機能**（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて**監督員へ提出**するものとする。

なお、**提出**された信憑性確認の結果を、**監督員が確認**することがある。

また、次のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのももよい。

#### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会  
「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 1-1-27 工事関係者に対する措置請求

#### 2. 技術者に対する措置

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 1-1-28 工事中の安全確保

#### 1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

#### 3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

#### 6. 防災体制

#### 7. 第三者の立入り禁止措置

#### 8. 安全巡視

#### 9. 現場環境改善

### 1-1-29 工事関係者に対する措置請求

#### 2. 技術者に対する措置

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 1-1-30 工事中の安全確保

#### 1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

#### 3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

#### 6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事にかかわる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

#### 7. 防災体制

#### 8. 第三者の立入り禁止措置

#### 9. 安全巡視

#### 10. 現場環境改善

## 10. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

### 11. 施工計画書

### 12. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、発注者の請求があった場合は直ちに**提示するとともに、検査時に提示**しなければならない。

### 13. 関係機関との連絡

### 14. 工事関係者の連絡会議

### 15. 安全衛生協議会の設置

発注者が、労働安全衛生法（平成30年7月 改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

### 16. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月 改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

### 17. 災害発生時の応急処置

### 18. 地下埋設物等の調査

### 19. 不明の地下埋設物等の処置

### 20. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、関係機関に通報及び発注者に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

## 11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

**なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。**

### 12. 施工計画書

### 13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、発注者の請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

### 14. 関係機関との連絡

### 15. 工事関係者の連絡会議

### 16. 安全衛生協議会の設置

発注者が、労働安全衛生法（令和元年6月 改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

### 17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月 改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

### 18. 災害発生時の応急処置

### 19. 地下埋設物等の調査

### 20. 不明の地下埋設物等の処置

### 21. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、**直ちに**関係機関に通報及び発注者に**連絡**し、応急措置をとり補修しなければならない。

## 22. 施工の安全確保について

建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、次の事項についてなお一層の徹底を図らなければならない。

- (1) 現場点検及び安全教育については、本共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。
- (2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。
- (3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。  
また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図り、もって施工の安全確保を図るものとする。

## 23. 建設工事における公益占用物件等への事故防止対策

受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のパケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。

- (1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出

受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所等における公益占用物件等の事前調査を実施し、公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として所定の様式で提出すること。

また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあつた場合は受注者において該当工種を確認することとする。

なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、契約約款に定める工事開始日以降30日以内に提出すること。

また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。

※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・下水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。

- (2) 公益占用物件所有者との調整

受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。

また、埋設占用物件等の場合は、次のとおりとする。

[1] 調査箇所及び調査方法について、**監督員と協議**すること。

[2] 埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

[3] 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。

[4] 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して**監督員と協議**すること。

### (3) 監視員の配置

受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。

### (4) 安全教育の実施

受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。

### (5) 点検結果の報告

受注者は、前項の結果について**監督員に報告**すること。

## 24. 供用中の道路上の橋梁架設工事に伴う安全確保について

供用中の道路上の橋梁架設にあたっては、次の各号により一層の安全確保を図るものとする。

(1) 橋梁架設に係る仮設構造物（基礎部分を含む。）（以下単に「仮設構造物」という。）

については、設計及び施工の各段階で、工事の条件を踏まえ適切な荷重を設定したうえで、支持、転倒、滑動等に対して安全であることを十分に確認するものとする。

また、その手法及び確認体制について施工計画書に記載しなければならない。

(2) 仮設構造物については、その変位など安全管理上必要な項目について常時計測を行うとともに、計測結果を十分に確認するものとする。

また、その手法及び確認体制について施工計画書に記載しなければならない。

なお、変状が認められた場合には、直ちに架設作業を中止するとともに、緊急を要する場合には直ちに応急措置（通行規制を含む）を取り、その措置内容を**監督員に連絡**しなければならない。

(3) 橋桁が橋台又は橋脚への据え付けを完了していない状態で供用中の道路の上空に架かっている場合には、当該橋桁の移動を行わない期間においても、その影響範囲について、関係機関と協議のうえ道路の通行規制を行うこととし、その規制方法を施工計画書に記載しなければならない。

ただし、落下防止のために当該橋桁を固定している場合（仮設構造物への固定は対象としない。）はこの限りではない。

#### 1-1-29 爆発及び火災の防止

#### 1-1-30 後片付け

#### 1-1-31 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに発注者に**報告**するとともに、工事事故報告書を速やかに発注者に**提出**しなければならない。また、その際、発注者から**指示**がある場合は、その**指示**に従わなければならない。

#### 1-1-32 環境対策

##### 3. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を発注者に**提示**しなければならない。

#### 25. 高温多湿な作業環境下での必要な措置

「土木工事安全施工技術指針（平成29年3月）」に則り、適切に対処すること。

(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風又は冷房を行うための設備を設け、WBGT（厚さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。

(2) 作業の休止及び休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。

(3) 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。

#### 26. 建設工事における公益占用物件等への事故対策

受注者は、建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示の措置を行うものとする。

#### 1-1-31 爆発及び火災の防止

#### 1-1-32 後片付け

#### 1-1-33 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに発注者に**報告**するとともに、**指示する期日までに**、工事事故報告書を速やかに発注者に**提出**しなければならない。また、その際、発注者から**指示**がある場合は、その**指示**に従わなければならない。

#### 1-1-34 環境対策

##### 3. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を発注者に**提出**しなければならない。

## 6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日 経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

### 1-1-33 文化財の保護

### 1-1-34 交通安全管理

## 6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

### 1-1-35 文化財の保護

### 1-1-36 交通安全管理

#### 2. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

- 2. 輸送災害の防止
- 3. 交通安全等輸送計画

#### 4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 5. 工専用道路使用の責任
- 6. 工専用道路共用時の処置

- 7. 公共交通の確保
- 8. 水上輸送
- 9. 作業区域の標示等
- 10. 水中落下支障物の処置
- 11. 作業船舶機械故障時の処理

#### 12. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正 政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正 法律第11号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

- 3. 輸送災害の防止
- 4. 交通安全等輸送計画

#### 5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 6. 工専用道路使用の責任
- 7. 工専用道路共用時の処置

#### 8. 工専用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工専用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工専用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

- 9. 公共交通の確保
- 10. 水上輸送
- 11. 作業区域の標示等
- 12. 水中落下支障物の処置
- 13. 作業船舶機械故障時の処理

#### 14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

### 13. 現道工事における保安施設の配置

#### 14. 資格要件

#### 15. 適正な交通誘導

#### 16. 交通誘導員の配置計画

#### 1-1-35 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行をもって不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について発注者と**協議**できる**ものとする**。

#### 1-1-36 諸法令の遵守

##### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法（平成30年12月改正 法律第102号）
- (2) 建設業法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (4) 労働基準法（平成30年7月改正 法律第78号）
- (5) 労働安全衛生法（平成30年7月改正 法律第78号）
- (6) 作業環境測定法（平成29年5月改正 法律第41号）
- (8) 雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (9) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）
- (10) 健康保険法（平成30年7月改正 法律第79号）
- (11) 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正 法律第71号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (14) 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）
- (15) 道路交通法（平成30年6月改正 法律第41号）
- (16) 道路運送法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (17) 道路運送車両法（平成29年5月改正 法律第40号）
- (22) 港湾法（平成29年6月改正 法律第55号）
- (24) 漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第89号）
- (26) 航空法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (28) 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (29) 森林法（平成30年6月改正 法律第35号）

### 15. 現道工事における保安施設の配置

#### 16. 資格要件

#### 17. 適正な交通誘導

#### 18. 交通誘導員の配置計画

#### 1-1-37 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行をもって不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について発注者と**協議**できる。

**なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。**

#### 1-1-38 諸法令の遵守

##### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）
- (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第41号）
- (8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）
- (9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）
- (14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (16) 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）
- (17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）
- (22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (24) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）
- (26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）
- (28) 軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）
- (29) 森林法（令和2年6月改正 法律第41号）

- (31) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)
- (32) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (平成29年6月改正 法律第61号)
- (38) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)
- (40) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)
- (42) 測量法 (平成29年5月改正 法律第41号)
- (43) 建築基準法 (平成30年6月改正 法律第67号)
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (54) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第59号)
- (55) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第59号)
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)
- (59) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第59号)
- (60) 漁業法 (平成30年7月改正 法律第75号)
- (61) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号)
- (63) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)
- (67) 職業安定法 (平成30年6月改正 法律第71号)
- (68) 所得税法 (平成30年6月改正 法律第41号)
- (69) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)
- (70) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号)
- (71) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)
- (72) 電波法 (平成30年12月改正 法律第102号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (75) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)
- (79) 警備業法 (平成30年5月改正 法律第33号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)
- (83) 特許法 (平成30年7月改正 法律第70号)
- (86) 地方税法 (平成30年3月改正 法律第3号)
- (87) 水道法 (平成26年6月改正 法律第59号)
- (88) 会計法 (平成29年6月改正 法律第45号)

- (31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)
- (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (38) 文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)
- (40) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)
- (42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)
- (54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)
- (55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)
- (61) 空港法 (令和元年3月改正 法律第37号)
- (63) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)
- (67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (68) 所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)
- (69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)
- (70) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)
- (71) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)
- (72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)
- (75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)
- (79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)
- (83) 特許法 (令和元年5月改正 法律第3号)
- (86) 地方税法 (平成31年3月改正 法律第2号)
- (87) 水道法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (88) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)

#### 1-1-37 官公庁等への手続等

##### 3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提示しなければならない。

なお、発注者から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

#### 1-1-38 施工時期及び施工時間の変更

#### 1-1-39 工事測量

#### 1-1-40 提出書類

#### 1-1-41 不可抗力による損害

##### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに所定の様式（天災その他不可抗力による損害の通知について）により、発注者に通知しなければならない。

#### 1-1-42 特許権等

#### 1-1-43 保険の付保及び事故の補償

#### 1-1-44 臨機の措置

##### 1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

#### 1-1-39 官公庁等への手続等

##### 3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、発注者から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

#### 9. 事業内容の説明と周知

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。（維持管理工事を除く）

また、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

#### 1-1-40 施工時期及び施工時間の変更

#### 1-1-41 工事測量

#### 1-1-42 提出書類

#### 1-1-43 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、発注者に提出することができる。

#### 1-1-44 不可抗力による損害

##### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに所定の様式（天災その他不可抗力による損害の通知について）により、監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

#### 1-1-45 特許権等

#### 1-1-46 保険の付保及び事故の補償

#### 1-1-47 臨機の措置

##### 1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に通知しなければならない。

## 第2章 材料

### 第2節 工事材料の品質

#### 4. 見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において監督員の試験もしくは**確認**及び**承諾**を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の**確認**とし見本または品質を証明する資料の**提出**は省略できる。

## 第4節 石

### 2-4-6 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

### 2-4-7 その他の砂利、碎石、砂

#### 1. 砂利、碎石

砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

## 第2章 材料

### 第2節 工事材料の品質

#### 4. 見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において**監督員**の試験もしくは**確認**及び**承諾**を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を**工事材料を使用するまでに監督員に提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の**提出**は省略できる。

## 第4節 石

### 2-4-6 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

**ぐり石を、基礎材及び裏込材として使用する場合はクラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。**

### 2-4-7 その他の砂利、碎石、砂

#### 1. 砂利、碎石

砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

**再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。試験方法は、平成3年8月23日環境庁告示第46号に基づくものとし、土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。**

**なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。**

第5節 骨材

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

2. 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

5. すりへり減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、**舗装コンクリートの場合**は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。

2-5-3 アスファルト舗装用骨材

5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。

表2-10 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ M P a	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
M S	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
H M S	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
C S	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上

〔注1〕～〔注4〕省略

第5節 骨材

2-5-2 セメントコンクリート用骨材

2. 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる**骨材の**安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

5. すりへり減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。

2-5-3 アスファルト舗装用骨材

5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。

表2-10 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ M P a	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
M S	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
H M S	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
C S	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
<b>試験方法</b>	<b>E001</b>	<b>E003</b>	<b>A023</b>	<b>E002</b>	<b>E004</b>	

〔注1〕～〔注4〕省略

## 2-5-6 安定材

### 1. 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2-16 舗装用石油アスファルトの規格

種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300
針入度(25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下
軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-
薄膜加熱針入 度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-
密度(15℃) g/c cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

## 2-5-6 安定材

### 1. 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2-16 舗装用石油アスファルトの規格

種類 項目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300
針入度(25℃) 1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下
軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-
薄膜加熱針入 度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-
密度(15℃) g/c cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

## 第8節 セメント及び混和材料

### 2-8-1 一般事項

#### 7. 異常な混和剤使用時の注意

受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。

### 2-8-2 セメント

#### 3. 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。

表2-19 普通ポルトランドセメントの品質

品質		規格
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500以上
凝結 h	始発	1以上
	終結	10以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 $\text{mm}$	10以下
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5以上
	7 d	22.5以上
	28 d	42.5以上
水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	測定値を報告する
	28 d	測定値を報告する
酸化マグネシウム%		5.0以下
三酸化硫黄%		3.0以下
強熱減量%		3.0以下
全アルカリ ( $\text{Na}_2\text{O eq}$ ) %		0.75以下
塩化物イオン%		0.035以下

[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ ( $\text{Na}_2\text{O eq}$ ) の値を0.6%以下とする。

## 第8節 セメント及び混和材料

### 2-8-1 一般事項

#### 7. 異常な混和剤使用時の注意

受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。**ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。**

### 2-8-2 セメント

#### 3. 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。

表2-19 普通ポルトランドセメントの品質

品質		規格
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500以上
凝結 h	始発	1以上
	終結	10以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 $\text{mm}$	10以下
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5以上
	7 d	22.5以上
	28 d	42.5以上
水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	測定値を報告する
	28 d	測定値を報告する
酸化マグネシウム%		5.0以下
三酸化硫黄%		3.5以下
強熱減量%		3.0以下
全アルカリ ( $\text{Na}_2\text{O eq}$ ) %		0.75以下
塩化物イオン%		0.035以下

[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ ( $\text{Na}_2\text{O eq}$ ) の値を0.6%以下とする。

## 第10節 瀝青材料

### 2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月8日改正 政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

表2-26 再生用添加剤の品質（オイル系）**路上表層再生用**

【表省略】

表2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80~1,000
引火点 ℃	<b>230</b> 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup> とすることが望ましい。

## 第14節 道路標識及び区画線

### 2-14-1 道路標識

標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

#### (2) 支柱

JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

## 第10節 瀝青材料

### 2-10-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

表2-26 再生用添加剤の品質（オイル系）

【表省略】

表2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm <sup>2</sup> /s	80~1,000
引火点 ℃	<b>250</b> 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup> とすることが望ましい。

## 第14節 道路標識及び区画線

### 2-14-1 道路標識

標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

#### (2) 支柱

JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

**JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)**

**JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)**

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-28、表2-29に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は、表2-28、表2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督員の**確認を得**なければならない。

表2-28封入レンズ型反射シートの反射性能

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
封入 レンズ型	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
カプセル レンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	12	8.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-28、表2-29に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は、表2-28、表2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督員の**確認を受け**なければならない。

表2-28封入レンズ型反射シートの反射性能

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
封入 レンズ型	12' (0.2°)	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
		40°	10	7.0	2.0	1.5	0.5
	20' (0.33°)	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
		40°	9.0	6.0	1.8	1.2	0.4
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
		40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
カプセル レンズ型	12' (0.2°)	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
		40°	110	70	16	16	8.0
	20' (0.33°)	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	67	14	11	7.0
		40°	95	64	13	11	7.0
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
		40°	1.5	1.0	0.3	0.2	0.06

(注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

## 第15節 その他

### 2-15-2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6742 (水道用ポリ硬質塩化ビニル管)

JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性-第1部-  
厚さ1mm以上の板)

JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)

JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)

JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)

JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)

JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

## 第15節 その他

### 2-15-2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6742 (水道用ポリ硬質塩化ビニル管)

JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)

JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)

JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)

JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)

JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)

JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

### 第3章 一般施工

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)

環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)

日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)

日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)

厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)

#### 第3節 共通の工種

##### 3-3-4 矢板工

###### 14. 落錘による打込み

受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の**重量**は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。

##### 3-3-6 小型標識工

###### 1. 一般事項

受注者は、**認識**上適切な反射**特性**を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。

###### 2. 反射標識の取扱い

受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。

###### 3. 標示板基板の表面状態

受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

### 第3章 一般施工

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)

環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)

日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)

日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)

日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)

厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)

#### 第3節 共通の工種

##### 3-3-4 矢板工

###### 14. 落錘による打込み

受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の**質量**は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。

##### 3-3-6 小型標識工

###### 1. 一般事項

受注者は、**視認**上適切な反射**性能**を持ち、耐久性があり、維持管理が**確実かつ**容易な反射材料を用いなければならない。

###### 2. 反射標識の取扱い

受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、**ただし**、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。

###### 3. 標示板基板の表面状態

受注者は、標示板基板表面を**サンドペーパー**で機械的に研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

### 5. 反射シートの貼付け方式

受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。

### 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。

### 12. 錆止めの実施

受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、**リン**酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

## 3-3-9 区画線工

### 1. 一般事項

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。

区画線の施工は、下表によるものとする。

トラフィックペイント		施工厚 —(標準)—	塗布量 (100㎡当り標準量)		備考
種別	規格		トラフィックペイント	ガラスビーズ	
溶融用	JIS K 5665 3種1号	1.5mm	380kg	17kg	ロスを含 んだ量
加熱用	JIS K 5665 2種2号		470	39kg	
常温用	JIS K 5665 1種2号		330	26kg	

### 5. 反射シートの貼付け方式

受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。**印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的としたクリアーやラミネート加工を行うものとする。**

### 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm程度重ね合わせなければならない。

### 12. 錆止めの実施

受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、**リン**酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

## 3-3-9 区画線工

### 1. 一般事項

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。

### 9. 施工

区画線の施工は、次によるものとする。

トラフィックペイント		施工厚 (標準)	塗布量 (100㎡当り標準量)		備考
種別	規格		トラフィックペイント	ガラスビーズ	
溶融用	JIS K 5665 3種1号	1.5mm	380kg	17kg	ロスを含 んだ量
加熱用	JIS K 5665 2種		470	39kg	
常温用	JIS K 5665 1種		330	26kg	

### 10. 契約不適合責任期間

契約約款第46条の5の期間は、溶融式1か年、ペイント式（加熱用、常温用）6か月とする。

### 3-3-10 道路付属物工

#### 3-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）

##### 2. 適用規定

受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。

- (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が  $35 \text{ N/mm}^2$  以上であることを**確認**し、製作されたもの。

なお、圧縮強度の**確認**は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。

#### 3-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

##### 2. ブロック組立て施工

ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。

- (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を**確認**しなければならない。なお、接着剤の試験方法は「**コンクリート標準示方書・（規準編）**」（土木学会、平成30年10月）における JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（**案**）による。これによりがたい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

### 3-3-10 道路付属物工

#### 7. マーキング

道路標識、道路照明施設（トンネル照明含む）、道路情報提供装置、道路情報収集装置、トンネル換気装置（ジェットファン）、車輛諸元計測施設、遮音壁（ベースプレート式）の新設又は更新時には、ボルト部のゆりみが目視でも簡易に把握できるよう、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（以下「**合いマーク**」という。）を施工するものとする。

なお、合いマークの施工にあたっては、「付属物（標識、照明施設等）点検要領付録-7 合いマークの施工」（平成26年6月国道交通省道路局国道防災課）」に基づきボルト部に「**合いマーク**」を参考とすること。

#### 3-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）

##### 2. 適用規定

受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。

- (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が  $30 \text{ N/mm}^2$  以上であることを**確認**し、製作されたもの。

なお、圧縮強度の**確認**は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。

#### 3-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

##### 2. ブロック組立て施工

ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。

- (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し**て保管し**、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を**確認**しなければならない。なお、接着剤の試験方法は「**コンクリート標準示方書・（規準編）**」（土木学会、平成30年10月）における JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これによりがたい場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

### 3-3-18 沈床工

#### 7. 木工沈床材の施工

受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、**生松丸太としなければならない**。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。

### 3-3-25 銘板工

#### 1. 一般事項

受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と**協議**しなければならない。

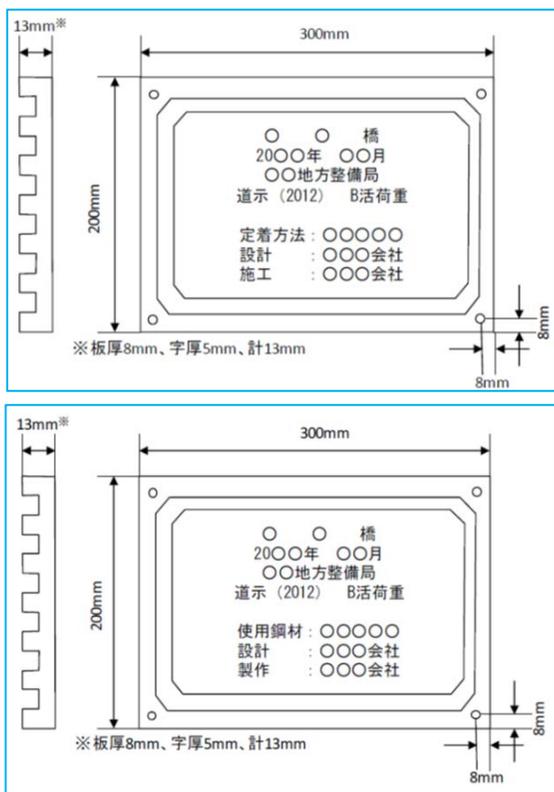


図3-2 銘板の寸法及び記載事項

### 3-3-18 沈床工

#### 7. 木工沈床材の施工

受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、**設計図書によるものとする**。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。

### 3-3-25 銘板工

#### 1. 一般事項

受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と**協議**しなければならない。

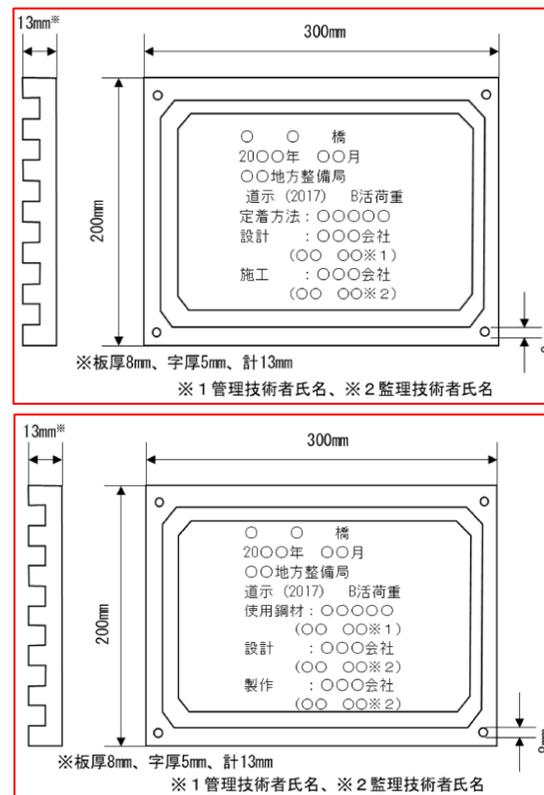


図3-2 銘板の寸法及び記載事項

### 3-3-31 現場塗装工

#### 16. 検査

- (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、**検査時までに監督員へ提出するとともに、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。**
- (6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
- ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。

### 第4節 基礎工

#### 3-4-4 既製杭工

##### 4. 施工計画書、施工記録

受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに**検査時**に監督員へ**提出**しなければならない。

##### 14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、**検査時**に監督員へ**提出**しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

### 3-3-31 現場塗装工

#### 16. 検査

- (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、**監督員または検査員から**請求があった場合は速やかに**提示**するとともに**工事完成時に監督員へ提出しなければならない。**
- (6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
- ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が**管理**基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。

### 第4節 基礎工

#### 3-4-4 既製杭工

##### 4. 施工計画書、施工記録

受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、**監督員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに**工事完成**時に**監督員へ提出**しなければならない。

##### 14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備および保管し、**監督員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、**工事完成**時に**監督員へ提出**しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

## 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。

### 3-4-5 場所打杭工

#### 8. 支持地盤の確認

受注者は、場所打杭工の施工にあたり、**設計図書**に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより**確認**し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、**検査時までに**監督員へ**提出**しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。

### 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工

#### 5. ニューマチックケーソン沈下促進

受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、**事前に設計図書**に関して監督員の**承諾**を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。

### 3-4-9 鋼管矢板基礎工

#### 2. 施工計画書、施工記録

受注者は、**あらかじめ**杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに工事完成時に監督員へ**提出**しなければならない。

## 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、**かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせ**なければならない。

### 3-4-5 場所打杭工

#### 8. 支持地盤の確認

受注者は、場所打杭工の施工にあたり、**設計図書**に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより**確認**し、その資料を整備及び保管し、**監督員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、**工事完成時に監督員へ提出**しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。

### 3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工

#### 5. ニューマチックケーソン沈下促進

受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、**工事着手前に設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。

### 3-4-9 鋼管矢板基礎工

#### 2. 施工計画書、施工記録

受注者は、**施工前に**杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、**監督員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに工事完成時に**監督員へ提出**しなければならない。

## 11. 鋼管矢板の溶接

(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。

(9) 受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の**当該**記録を整備及び保管し、監督員の**要請**があった場合は、速やかに**提示**するとともに工事完成時に監督員へ**提出**しなければならない。

## 第5節 石・ブロック積（張）工

### 3-5-3 コンクリートブロック工

#### 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工

受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

## 11. 鋼管矢板の溶接

(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、**かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。**

(9) 受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、**監督員の請求**があった場合は、速やかに**提示**するとともに工事完成時に**監督員へ提出**しなければならない。

## 第5節 石・ブロック積（張）工

### 3-5-3 コンクリートブロック工

#### 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工

受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

**伸縮目地材は、瀝青繊維質目地材とし、厚さは10mm とし、施工間隔は10m を標準とする。**

**排水孔（硬質塩化ビニールVU 管）は2～3m<sup>2</sup> 当たり 1か所を標準とし、孔の大きさは呼び径 50mm を標準とし、土砂流出防止網は150mm×150mm を設置すること。**

**護岸ブロック張りには、排水孔を設けないことを基本とするが、背面の地下水位が高い場合等については監督員と協議すること。**

## 第6節 一般舗装工

### 3-6-1 一般事項

#### 5. 異常時の処置

受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して**監督員と協議**しなければならない。

### 3-6-3 アスファルト舗装の材料

#### 1. 使用材料の種類及び品質

アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は**設計図書**によらなければならない。

- (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質

## 第6節 一般舗装工

### 3-6-1 一般事項

#### 5. 異常時の処置

受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、**直ちに監督員に連絡し、設計図書**に関して**監督員と協議**しなければならない。

### 3-6-3 アスファルト舗装の材料

#### 1. 使用材料の種類及び品質

アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は**設計図書**によらなければならない。

- (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質

**設計図書に明示のない場合は次による。**

- (1) **加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルトの種類は、ストレートアスファルトとし、針入度は60～80とする。**
- (2) **加熱アスファルト安定処理路盤材に使用する骨材の最大粒径は、30mm以下とする。**
- (3) **アスファルトの種類は、ストレートアスファルトとし針入度は60～80とする。**  
**また、示方アスファルト量は、密粒度アスファルトコンクリート5.5%、粗粒度アスファルトコンクリート5.2%、密粒度ギャップアスファルトコンクリート5.1%とする。**  
**ただし、示方アスファルト量と設計アスファルト量の開きが±0.5%の場合は、変更契約の対象にしないものとする。**
- (4) **ゴム及び熱可塑性エラストマー入りアスファルトは、プラントミックス系、プレミックス系のいずれを使用してもよい。**
- (5) **ゴム及び熱可塑性エラストマー入りアスファルトは、品質証明書を監督員に提出し、承諾を得ること。**
- (6) **アスカープに使用する細粒度アスファルトコンクリートの示方アスファルト量は7.0%、使用アスファルトは、ストレートアスファルト、針入度60～80とする。**

## 2. 事前審査認定書

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

## 10. 上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-5-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100～120を除く40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。

### 3-6-5 舗装準備工

#### 2. 異常時の処置

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 3-6-7 アスファルト舗装工

#### 3. セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

## 2. 事前審査認定書

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合の「品質管理管理基準」は次のとおりとする。

## 10. 上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-5-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。

### 3-6-5 舗装準備工

#### 2. 異常時の処置

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 3-6-7 アスファルト舗装工

#### 3. セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

#### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の**確認**を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の**確認**を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。

なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が**承諾**した場合に限り、基準密度を省略することができる。

- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の**承諾**を得なければならない。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

#### 5. 基層及び表層の規定

- (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の**確認**を得なければならない。

ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

- (11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、**監督員の承諾**を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を**監督員が承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、**監督員の承諾**を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。

- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（**出荷時**）の温度について**監督員の承諾**を得なければならない。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

#### 5. 基層及び表層の規定

- (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い**監督員の承諾**を得なければならない。

ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を**監督員が承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

- (11) 受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、**直ちに監督員に連絡し、設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 7. 品質管理

路盤の締固めは、密度で管理するものとする。

### 3-6-9 排水性舗装工

#### 8. 施工工程

受注者は、**第1編1-1-5第1項の施工計画書**の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。

なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

### 3-6-11 グースアスファルト舗装工

#### 6. 接着剤の塗布

表3-31 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600

[注]基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表3-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用

項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次プライマー	2次プライマー	
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K5600-1 *1
不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K6833 *2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1

[注]※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

※2 試験方法は、JIS K 6833、JIS K 6387などを参考に実施する。

### 3-6-9 排水性舗装工

#### 8. 施工工程

受注者は、施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。

なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

### 3-6-11 グースアスファルト舗装工

#### 6. 接着剤の塗布

表3-31 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1, 2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1, 2
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600

[注]基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表3-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用

項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次プライマー	2次プライマー	
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K5600-1 *1
不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K6833-1, 2 *2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1

[注]※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック**または**モルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。

表3-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

項目 \ 種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 * <sup>1</sup>
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K6833 * <sup>2</sup>
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K5600-1 * <sup>1</sup>
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 * <sup>1</sup>

[注1]※1：適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する。

※2：試験方法はJIS K6833、JIS L6387などを参考に実施する。

[注2]※3：塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。

### 3-6-12 コンクリート舗装工

#### 1. 下層路盤の規定

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員**の承諾を得**なければならない。

#### 3. セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (2) 受注者は、施工に先立って、「**舗装調査・試験法便覧**」（日本道路協会、**平成19年6月**）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、「**舗装調査・試験法便覧**」（日本道路協会、**平成19年6月**）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の**承諾**を得なければならない。

表3-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

項目 \ 種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 * <sup>1</sup>
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K6833- <b>1, 2</b> * <sup>2</sup>
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K5600-1 * <sup>1</sup>
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 * <sup>1</sup>

[注1]※1：適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する。

※2：試験方法はJIS K 6833-**1, 2**、JIS K 6387-**1, 2**などを参考に実施する。

[注2]※3：塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。

### 3-6-12 コンクリート舗装工

#### 1. 下層路盤の規定

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員**と協議し**なければならない。

#### 3. セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (2) 受注者は、施工に先立って、「**舗装調査・試験法便覧**」（日本道路協会、**平成31年3月**）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、「**舗装調査・試験法便覧**」（日本道路協会、**平成31年3月**）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の**承諾**を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。

~~なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。~~

#### 5. アスファルト中間層の規定

受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

- (1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。

受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、**第1編1-1-5第4項**の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。

#### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の**承諾**を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。

#### 5. アスファルト中間層の規定

受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して**直ちに監督員に連絡し**、監督員と**協議**しなければならない。

#### 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

- (1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。

受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。

## 12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定

(3) 受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。

交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。

後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。

なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、**第1編1-1-5第1項の**施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

## 14. コンクリート舗装目地の規定

受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。

### 3-6-13 薄層カラー舗装工

#### 1. 転圧コンクリート舗装の目地

## 第7節 地盤改良工

### 3-7-9 固結工

## 12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定

(3) 受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。

交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。

後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。

なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

## 14. コンクリート舗装目地の規定

受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(10) コンクリート舗装版の縦、横目地及びクラックが発生している箇所には、目地カバーシート材を設置しなければならない。ただし、クラック箇所については、**監督員の指示**を受けなければならない。

(11) 目地カバーシート材は、巾45cm以上とし、使用材料は**監督員の指示**を受けなければならない。

### 3-6-13 薄層カラー舗装工

#### 1. 施工前準備

## 第7節 地盤改良工

### 3-7-9 固結工

#### 11. 一般

薬液注入工事の施工に際しては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」に基づき実施するものとする。

#### 12. 現場責任者

薬液注入工事の施工にあたっては、薬液注入工法の安全な使用に関し、十分な技術的知識と経験を有する現場責任者を選定し、事前に経歴書を**提出**するものとする。

### 13. 薬液注入工事管理連絡会

薬液注入工事の施工にあたっては、安全に施工されていることを確認するため**監督員**、受注者及び薬液注入工事の施工者で構成される「薬液注入工事管理連絡会」を設置するものとする。

### 14. 材料搬入時の管理

(1) 水ガラスの品質については、JIS K 1408 に規定する項目を示すメーカーによる証明書を**監督員**に**工事着手前**及び1か月経過ごとに**提出**するものとする。

また、水ガラスの入荷時には搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書をその都度**監督員**に**提出**するものとする。

(2) 硬化剤等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともにメーカーによる数量証明書をその都度**監督員**に**提出**するものとする。

### 15. 注入時の管理

(1) チャート紙は、**監督員**の検印（サイン、印）のあるものを用いこれに施工管理担当者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、原則として切断せず、1ロール使用毎に**監督員**に**提出**するものとする。

なお、やむを得ず切断する場合は**監督員**の検印を受けるものとする。

(2) 削孔検尺写真は、削孔長が確認できるよう削孔開始前及び完了後に受注者において撮影するものとする。

(3) 適正な配合とするため、ゲルタイム（硬化時間）を原則として作業開始前、午前、午後の各1回測定するものとする。

(4) 大規模注入工事（注入量500kℓ以上）においては、プラントのタンクからミキサーまでの間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理するものとする。

(5) 当初設計量（試験注入等により設計量に変更が生じた場合は、変更後の設計量）を目標として注入するものとする。注入にあたっては、注入量－注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視して、次の場合に留意しつつ適切に注入するものとする。

(6) 次の場合には直ちに注入を中止し、設計図書に関して**監督員**と**協議**のうえ適切に対応するものとする。

[1] 注入速度（吐出量）を一定のままで圧力が急上昇又は急降下する場合

[2] 周辺地盤等の異常の予兆が見られる場合

(7) 次の場合は、設計図書に関して**監督員**と**協議**のうえ必要な注入量を追加する等の処置を行うものとする。

[1] 掘削時湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合

[2] 地盤条件が当初の想定と異なり、当初の設計量の注入では地盤強度が不十分で施工に影響を及ぼすおそれがある場合

## 第9節 構造物撤去工

### 3-9-3 構造物取壊し工

#### 2. 舗装版取壊し

受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。

### 3-9-14 骨材再生工

#### 1. 骨材再生工の施工

骨材再生工の施工については、**設計図書**に明示した場合を除き、第1編1-1-19建設副産物の規定による。

### 3-9-15 運搬処理工

#### 1. 工事現場発生品の規定

工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-18工事現場発生品の規定による。

#### 2. 建設副産物の規定

工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-19建設副産物の規定による。

## 16. 注入効果の確認

**設計図書**に特別の定めがある場合を除き、試験注入時及び本注入時において、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**のうえ、規模、目的を考慮し必要に応じた適切な管理手法により効果を**確認**するものとする。

## 第9節 構造物撤去工

### 3-9-3 構造物取壊し工

#### 2. 舗装版取壊し

受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、**監督員**から請求があった場合は**提示**しなければならない。

### 3-9-14 骨材再生工

#### 1. 骨材再生工の施工

骨材再生工の施工については、**設計図書**に明示した場合を除き、第1編1-1-20建設副産物の規定による。

### 3-9-15 運搬処理工

#### 1. 工事現場発生品の規定

工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-19工事現場発生品の規定による。

#### 2. 建設副産物の規定

工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20建設副産物の規定による。

## 第10節 仮設工

### 3-10-5 土留・仮締切工

#### 3. 適用規定

受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、**建設省** 仮締切堤設置基準（案）の規定による。

### 3-10-14 電力設備工

#### 2. 電気主任技術者

受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督員に**報告**するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。

### 3-10-16 トンネル仮設備工

#### 10. 換気等の効果確認

受注者は、換気の実施等の効果を**確認**するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは **3** mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、**3** mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、**3** mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

## 第12節 工場製作工（共通）

### 3-12-2 材料

#### 7. 工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。

- (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

## 第10節 仮設工

### 3-10-5 土留・仮締切工

#### 3. 適用規定

受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、**国土交通省** 仮締切堤設置基準（案）**」（（国土交通省 平成22年6月）**の規定による。

### 3-10-14 電力設備工

#### 2. 電気主任技術者

受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、**監督員**に**提示**するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。

### 3-10-16 トンネル仮設備工

#### 10. 換気等の効果確認

受注者は、換気の実施等の効果を**確認**するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは **2** mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、**2** mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、**2** mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

## 第12節 工場製作工（共通）

### 3-12-2 材料

#### 7. 工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。

- (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。**工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することが出来る。**

### 3-12-3 桁製作工

#### 1. 製作加工

製作加工については、以下の規定によるものとする。

##### (1) 原寸

① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。

ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。

② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

##### (2) 工作

③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとし、自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレートおよび補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行うされる主要部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。

##### (5) 組立て

受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で仮付け溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に仮付けすることは避けるものとする。やむを得ず仮付を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。

##### (7) 組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる仮付け溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

仮付け溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接おれ感受性組成PQMが0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。

### 3-12-3 桁製作工

#### 1. 製作加工

製作加工については、以下の規定によるものとする。

##### (1) 原寸

① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。

② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、監督員の承諾を得なければならない。

##### (2) 工作

③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレートおよび補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。

##### (5) 組立て

受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に仮付けすることは避けるものとする。やむを得ず仮付を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。

##### (7) 組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

## 第14節 法面工（共通）

### 3-14-2 植生工

#### 1. 一般事項

種子散布は、ポンプを用いて基盤材（木質繊維ファイバー）等を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、ポンプまたはモルタルガンを用いて客土（黒ボク等）を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ1～10cmに吹付けるものとする。

#### 4. 芝付け

受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。

#### 10. 散水

夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。

## 第14節 法面工（共通）

### 3-14-2 植生工

#### 1. 一般事項

種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の揚水を加えた低粘土スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘土スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。

#### 4. 芝付け

受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。

(1) 生芝の使用量は次のとおりとする。

工種	筋芝工		格子芝工	
	芝幅	芝間隔	芝幅	芝間隔
日本芝	14cm 程度	30cm 程度	5cm 程度	50cm 程度
西洋芝（養殖芝）	5cm 程度	30cm 程度	5cm 程度	

(2) 日本芝は、野芝、高麗芝、ビロード芝又はこれと同等品以上とする。

(3) 西洋芝は、改良バミューダグラス（ティフトン芝、養殖芝2号等）又はこれと同等品以上とする。

(4) 芝付に使用する肥料は、高度化成肥料とし、100m<sup>2</sup> 当り10kg 以上使用しなければならない。

(5) 高度化成肥料は、粒径6mm 以下で、肥料成分は、窒素、リン酸、加里の三成分を含有し、リン酸分は窒素分より多いか、又は等しいものでなければならない。

成分量は、次の値を標準とし、成分量の異なる肥料を使用する場合は、合計量の比率によって増減しなければならない。

窒素(N)	リン酸(P)	加里(K)	摘要
15%	15%	15%	成分合計が±5%以内は同等とみなす

(6) 筋芝用人工芝は幅7cm 以上とし、芝間隔は30cm 程度とする。

#### 10. 散水

受注者は、夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。

## 11. 保護養生

受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。

なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、**その原因を調査し監督員に報告するとともに**再度施工し、**施工結果を監督員に報告**しなければならない。

### 3-14-3 吹付工

#### 1. 一般事項

受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、**設計図書**によるものとする。

## 第15節 擁壁工（共通）

### 3-15-3 補強土壁工

#### 13. 壁面材の調整

受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について**確認**しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すと同時に監督員に**連絡**しなければならない。

## 第16節 浚渫工（共通）

### 3-16-3 浚渫船運転工

#### 5. 堤防、護岸等の損傷防止

受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。

## 11. 保護養生

受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。

なお、工事完**成**引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。

### 3-14-3 吹付工

#### 1. 一般事項

受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、**設計図書**によるものとする。

(1) モルタルの配合は、次の表を標準とし、事前に配合表を提出して、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得ること。

水セメント比 (%)	単位水量 (kg/m <sup>3</sup> )		
	セメントC	水W	細骨材S
55	420	231	1,550

(2) モルタル吹付厚は平均10cmとし、吹付最小厚は7cmとする。

(3) モルタルの吹付の検査ピンは、20m<sup>2</sup>に1箇所設置するものとする。ただし、**監督員**が特に不要と認めた場合はこの限りでない。

(4) 吹付法面には、排水孔（硬質塩化ビニールVU管50）を10m<sup>2</sup>に1箇所を標準として設置すること。また、湧水箇所等とくに必要な場合は**監督員の指示**によるものとする。

(5) ラスはJIS G 3552 Z-GS2 (2mm×50mm×50mm)とする。

## 第15節 擁壁工（共通）

### 3-15-3 補強土壁工

#### 13. 壁面材の調整

受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すと同時に**直ちに監督員に連絡**しなければならない。

## 第16節 浚渫工（共通）

### 3-16-3 浚渫船運転工

#### 5. 堤防、護岸等の損傷防止

受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に**おいては**、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。

## 8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止

受注者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。

## 第17節 植栽維持工

### 3-17-2 材料

#### 1. 一般事項

受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、**確認**を受けなければならない。

なお、薬剤については農業取締法（平成30年6月改正法律第53号）に基づくものでなければならない。

### 3-17-3 樹木・芝生管理工

#### 2. 剪定の施工

受注者は、剪定の施工に**ついては**、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について監督員より**指示**があった場合は、その**指示**によらなければならない。

#### 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工

受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

## 10. 湧水発生時の処置

受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督員に**報告**し**指示を受け**なければならない。

## 11. 補植、移植の施工

受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への**連絡**を行うとともに、監督員に**報告**し**指示**を受けなければならない。

なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。

## 8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止

受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥において**は**、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。

## 第17節 植栽維持工

### 3-17-2 材料

#### 1. 一般事項

受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に**監督員**に品質を証明する資料等の、**確認**を受けなければならない。

なお、薬剤については農業取締法（令和元年12月改正法律第62号）に基づくものでなければならない。

### 3-17-3 樹木・芝生管理工

#### 2. 剪定の施工

受注者は、剪定の施工に**あたり**、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について**監督員**より**指示**があった場合は、その**指示**によらなければならない。

#### 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（**抜根**）等の施工

受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（**抜根**）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

## 10. 湧水発生時の処置

受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに**監督員**に**連絡**し**協議**しなければならない。

## 11. 補植、移植の施工

受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への**通報**を行うとともに、**監督員**に**連絡**し**指示**を受けなければならない。

なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。

## 第4章 土工

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。

これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

#### 4-3-1 一般事項

##### 2. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。

受注者は、**設計図書**に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の**確認**を受けなければならない。

また、受注者は、**設計図書**に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約約款第18条第1項の規定により監督員に**通知**しなければならない。

なお、**確認**のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

##### 4. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

##### 6. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

#### 4-3-3 盛土工

##### 6. 作業終了時等の排水処理

受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に**3~5**%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

## 第4章 土工

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。

これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

#### 4-3-1 一般事項

##### 2. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。

受注者は、**設計図書**に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督員の**確認**を受けなければならない。

また、受注者は、**設計図書**に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約約款第18条第1項の規定により監督員に**通知し、確認を受け**なければならない。

なお、**確認**のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

##### 4. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

##### 6. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり、施工計画書の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

#### 4-3-3 盛土工

##### 6. 作業終了時等の排水処理

受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に**4**%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

## 16. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知しなければならない。

### 4-3-4 盛土補強工

#### 10. 壁面工付近等の締固め

受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 4-3-5 法面整形工

## 第4節 道路土工

### 4-4-1 一般事項

#### 8. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。

#### 10. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

## 16. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

### 4-3-4 盛土補強工

#### 10. 壁面工付近等の締固め

受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

### 4-3-5 法面整形工

#### 6. 土羽土及び覆土

築堤表面に行う土羽土、覆土については堤防盛土と同様に水平転圧、削取り整形を基本とし、堤防盛土の締固密度を満足するものとする。

なお、やむを得ず築立土羽整形による場合においても、堤防盛土の締固密度を満足するよう入念に施工すること。

#### 7. 雨水等の排水

整形後に雨水等により崩壊が起こらないよう、排水が良好に行われるようにしなければならない。

## 第4節 道路土工

### 4-4-1 一般事項

#### 8. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。

#### 10. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり、施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

#### 4-4-2 掘削工

##### 1. 一般事項

受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に**通知**しなければならない。

##### 3. 自然崩壊等異常時の処理

受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、**必要に応じ災害防止のための措置をとら**なければならない。**受注者は、災害防止のための**措置をとった後、**速やか**にその措置内容を監督員に**報告**しなければならない。

#### 4-4-3 路体盛土工

##### 4. 作業終了時等の排水処理

受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に**3～5**%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

##### 12. 採取場の実測

受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 4-4-4 路床盛土工

##### 3. 作業終了時等の排水処理

受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に**3～5**%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

##### 10. 路床盛土の締固め度

路床盛土の締固め度については、第1編1-1-2**5**施工管理第8項の規定による。

##### 11. 接続部の緩和区間

受注者は、特に**指示**する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には**岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度**のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。

#### 4-4-2 掘削工

##### 1. 一般事項

受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**監督員と協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を**監督員に通知**しなければならない。

##### 3. 自然崩壊等異常時の処理

受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、**監督員と協議し**なければならない。**ただし、緊急を要する場合には応急**措置をとった後、**直ち**にその措置内容を**監督員に通知**しなければならない。

#### 4-4-3 路体盛土工

##### 4. 作業終了時等の排水処理

受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に**4**%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

##### 12. 採取場の実測

受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を**監督員に提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**監督員の承諾**を得なければならない。

#### 4-4-4 路床盛土工

##### 3. 作業終了時等の排水処理

受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に**4**%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

##### 10. 路床盛土の締固め度

路床盛土の締固め度については、第1編1-1-2**5**施工管理第8項の規定による。

##### 11. 接続部の緩和区間

受注者は、特に**指示**する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。

#### 14. 土の採取

受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を  
実測し、資料を監督員に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、  
これに代わる資料により、**設計図書**に**関して**監督員の**承諾**を得なければならない。

### 第5章 無筋・鉄筋コンクリート

#### 第1節 適用

##### 4. アルカリシリカ反応抑制対策

受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通  
省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の  
運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリ  
カ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。

#### 第2節 適用すべき諸基準

##### 1. 適用規定

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これによ  
り難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑  
義がある場合は監督員に**確認を求め**なければならない。

土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）

機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平  
成28年7月）

##### 2. 許容塩化物量

受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使  
用しなければならない。

- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定める  
ものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1）は0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。

#### 14. 土の採取

受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形  
を実測し、資料を**監督員**に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、  
これに代わる資料により、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

### 第5章 無筋・鉄筋コンクリート

#### 第1節 適用

##### 4. アルカリシリカ反応抑制対策

受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通  
省大臣官房技術審議官、**国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長**通達、平  
成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房  
技術調査課長通達、**国土交通省大臣港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長**  
通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければなら  
ない。

#### 第2節 適用すべき諸基準

##### 1. 適用規定

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これによ  
り難しい場合は、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑  
義がある場合は**監督員**と**協議**しなければならない。

土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）

機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン  
（平成28年7月）

##### 2. 許容塩化物量

受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使  
用しなければならない。

- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定め  
るものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1）は0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。

**ただし、次の工種は適用除外とする。**

- [1] トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）
- [2] 舗装コンクリート（鉄筋やPC 鋼材で補強されたものは除く）
- [3] 消波・根固ブロック
- [4] 小構造物

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 5-3-1 一般事項

設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材の 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	単位セメン ト 量 (Kg以上)	水セメン ト比 W/C(%)	空気量 (%)	セメン トの種 類
18	40	8	18	—	60	4.5± 1.5	高炉B
24	20又は 25	12	24	—	55	4.5± 1.5	高炉B

注1 荷卸の目標スランブ

#### 5-3-2 工場の選定

##### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年5月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年5月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 5-3-1 一般事項

使用 区分	粗骨材の 最大寸法 mm	スランブ cm (注1)	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	単位セメン ト 量 Kg以上	水セメン ト比 %以下	空気量 %	セメン トの種 類	適用
1号	40	8	18	—	60	4.5± 1.5	高炉B	無筋構造物
2号	20又は 25	12	24	—	55	4.5± 1.5	高炉B	鉄筋構造物
3号	20又は 25	18	30	350	55	4.5± 1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)
4号	40	5	18	—	60	4.5± 1.5	高炉B	砂防ダム

注1 荷卸の目標スランブ

#### 5-3-2 工場の選定

##### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

## 2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編5-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

### 5-3-3 配合

#### 1. 一般事項

受注者は、コンクリートの配合において、**設計図書**の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを**もつ**範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

## 第5節 現場練りコンクリート

### 5-5-3 配合

**受注者は**、コンクリートの配合については、第1編5-3-3配合の規定による。

### 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

#### 1. 計量装置

(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。

なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

## 2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編5-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、**監督員**または**検査員**からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

**なお、第1編5-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJIS マーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書又はパッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示**しなければならない。

### 5-3-3 配合

#### 1. 一般事項

受注者は、コンクリートの配合において、**設計図書**の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが**得られる**範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

### 5-3-4 コンクリート中の耐久性向上施策

#### 1. コンクリート中の塩化物総量規制

(1) 現場打コンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲

コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。

- [1] トンネル覆工コンクリート（鉄筋で補強されたものは除く）
- [2] 舗装コンクリート（鉄筋やPC 鋼材で補強されたものは除く）
- [3] 消波・根固ブロック
- [4] 小構造物

## 第5節 現場練りコンクリート

### 5-5-3 配合

コンクリートの配合については、第1編5-3-3配合の規定による。

### 5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

#### 1. 計量装置

(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。

なお、点検結果の資料を整備および保管し、**監督員**または**検査員**の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

## 2. 材料の計量

(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。

なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

## 3. 練混ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。

## 第6節 運搬・打設

### 5-6-7 打継目

#### 8. 伸縮目地

受注者は、伸縮目地の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。

## 第7節 鉄筋工

### 5-7-3 加工

#### 2. 鉄筋加工時の温度

受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する際には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。

なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員からの請求があった場合は、速やかに提示するとともに検査時まで監督員へ提出しなければならない。

### 5-7-4 組立て

#### 2. 配筋・組立て

(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

#### 4. コンクリート打設前の点検、清掃

受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

## 2. 材料の計量

(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。

なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

## 3. 練混ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。

## 第6節 運搬・打設

### 5-6-7 打継目

#### 8. 伸縮目地

伸縮目地の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。

## 第7節 鉄筋工

### 5-7-3 加工

#### 2. 鉄筋加工時の温度

受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する際には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。

なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

### 5-7-4 組立て

#### 2. 配筋・組立て

(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

#### 4. コンクリート打設前の点検、清掃

受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

### 5-7-5 継手

#### 3. 継手位置の相互ずらし

受注者は、**設計図書に明示した場合を除き**、継手を同一断面に集めてはならない。

また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。

### 5-7-6 ガス圧接

#### 4. 圧接面の清掃

受注者は、圧接**面を圧接作業前に**グラインダー**等でその端面が直角で平滑となるように仕上げ****る**とともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

### 5-7-5 継手

#### 3. 継手位置

受注者は、**原則**、継手を同一断面に集めてはならない。

また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。

**継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。**

#### 8. 機械式鉄筋継手

(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを**監督員に提出し、承諾**を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、次の各号の規定によるものとする。

[1] 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。

[2] 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、可否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、**監督員と協議**し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。

### 5-7-6 ガス圧接

#### 4. 圧接面の清掃

受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機をしようして切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、**ディスク**グラインダで端面を**研磨**するとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

## 6. 悪天候時の作業禁止

受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、**遮へいした**場合は作業を行うことができる**ものとする**。

## 第9節 暑中コンクリート

### 5-9-2 施工

#### 1. 施工計画書

**受注者は、**暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。

なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を**確認し**、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

## 第10節 寒中コンクリート

### 5-10-3 養生

表5-4 寒中コンクリートの養生期間

	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) <b>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</b>	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) <b>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い</b> 場合	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

## 第11節 マスコンクリート

### 5-11-2 施工

#### 5. 型枠による対策

受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。

## 6. 悪天候時の作業禁止

受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、**防風対策を施して適切な作業ができることが確認された**場合は作業を行うことができる。

## 第9節 暑中コンクリート

### 5-9-2 施工

#### 1. 施工計画書

暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。

なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を**確かめ**、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

## 第10節 寒中コンクリート

### 5-10-3 養生

表5-4 寒中コンクリートの**温度抑制**養生期間

	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) <b>5℃以上の温度抑制養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</b>	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) <b>しばしば凍結融解を受ける場合</b>	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) <b>まれに凍結融解を受ける場合</b>	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

## 第11節 マスコンクリート

### 5-11-2 施工

#### 5. 型枠による対策

受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、**実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した**型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。

### 第13節 水中不分離性コンクリート

#### 5-13-3 コンクリートの製造

##### 3. 材料の計量

- (2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表5-5 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。

表5-5 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）

【表省略】

#### 5-13-4 運搬打設

##### 3. 打設

- (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。

### 第13節 水中不分離性コンクリート

#### 5-13-3 コンクリートの製造

##### 3. 材料の計量

- (2) 計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表5-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。

表5-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）

【表省略】

#### 5-13-4 運搬打設

##### 3. 打設

- (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。  
やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

#### 第16節 水抜き工

コンクリート擁壁の排水孔（硬質塩化ビニールVU管）は2～3m<sup>2</sup> 当たり1か所を標準とし、孔の大きさは呼び径50mmを標準として設置すること。

なお、排水孔には土砂流出防止網は150mm×150mmを設置すること。